

議案第94号

幸手市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を
改正する条例

幸手市コミュニティセンター設置及び管理条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表第1中「第11条関係」を「第11条、第15条関係」に改め、「円」を削り、「500」を「750円」に、「160」を「240円」に、「120」を「180円」に改め、同表ミーティングルームの項中「80」を「120円」に改める。

別表第2中「第11条関係」を「第11条、第15条関係」に改め、「円」を削り、「2,000」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

令和6年7月に改訂した「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料の算定を行ったことに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。